

## 福井県パートナーシップ宣誓制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、全ての県民が個人として尊重され、多様な価値観を認め合い、誰もが活躍できる共生社会の実現を目指すため、パートナーシップ宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であって、その一方または双方が性的マイノリティである二人の者の関係をいう。
- (2) 宣誓 知事に対し、パートナーと共同して、双方がパートナーシップにあることを宣誓することをいう。

### (宣誓の要件)

第3条 宣誓をしようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) いずれか一方が福井県内に住所を有しているか、または福井県内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がなく、宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。
- (4) 宣誓に係るパートナーと近親者(直系血族または三親等内の傍系血族、直系姻族をいう。)でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。

### (宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)を自ら記入し、次に掲げる書類を添付して、これを知事が別途指定する場所に持参または郵送するものとする。ただし、自ら記入することができないときは、宣誓をしようとする者および県職員の下で、代筆させることができるものとする。

- (1) 現住所が確認できる書類
- (2) 現に婚姻していないことを証明する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 宣誓をしようとする者には、宣誓書を提出する時に、それぞれ本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) その他官公署が発行した免許証、許可証または登録証明書等であって、宣誓をしようとする者の顔写真が貼付されたもの。
- (5) その他前各号に準ずるものとして知事が相当と認める書類

(通称の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和（自己の身体の性別に違和感をもつことをいう。）など知事が特に理由があると認める場合は、宣誓書において、氏名に代えて、通称（社会生活上日常的に使用している氏名をいう。）を使用することができるものとする。ただし、宣誓書および宣誓書受領証の裏面部分については、この限りでない。

(県内の転入の届出)

第6条 第3条第2号に該当する者は、第4条第1項の書類を提出した日から3か月以内に、県内への転入を証する住民票の写しを知事に提出するものとする。

(パートナーシップ宣誓書受領証の交付)

第7条 知事は、第4条の規定により宣誓をした者双方に対し、宣誓書の写しを添付の上、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号。以下「受領証」という。）を交付するものとする。ただし、第3条第2号に規定する者のうち、福井県への転入を予定している者については、転入予定者受付票（様式第3号。以下「受付票」という。）を交付し、前条の提出があったときに、宣誓書の写しを添付の上、受領証を交付するものとする。

(受領証の変更)

第8条 受領証の交付を受けた者は、住所、氏名その他宣誓した書類の記載事項に変更があった場合は、次条の規定に該当するときを除き、パートナーシップ宣誓事項変更届（様式4号）に、受領証および次に掲げる書類を添付して、知事に届け出なければならない。

(1) 戸籍上の改姓または改名の場合にあつては、戸籍抄本（当該改姓または改名後のものであって、変更届出書の提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 前項の届出には、第4条第2項の規定を準用する。

3 知事は第1項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、変更後の内容に基づく受領証を交付するものとする。

(受領証の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第5号）に受領証等を添付して、これを知事に提出しなければならない。

(1) パートナーシップが解消されたとき。

(2) 双方が県内に住所を有しなくなったとき（一時的な場合を除く。第11条に定める連携自治体へ転出した場合を除く。）。

(3) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(4) 次条の規定により、宣誓が無効になったとき。

2 前項の届出については、第4条第2項の規定を準用する。

(無効となる宣誓)

第10条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。

(1) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。

(2) 受領証等を不正に利用し、または偽造し、もしくは変造したと認めるとき。

(他の自治体と連携を図る場合の取扱い)

- 第11条 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約(以下「規約」という。)第4条に定める構成自治体(以下「連携自治体」という。)においてパートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証の交付を受けている者が、県内の住所に転入後も引き続きパートナーシップ関係を継続するときは、規約第3条第2項の規定に基づき、受領証の交付を受けることができる。
- 2 前項の規定による交付を受けようとする者(以下「継続申告者」という。)は、その双方が所定の事項をそれぞれ自署したパートナーシップ宣誓継続申告書(様式第6号)(以下「申告書」という。)に、次に掲げる書類を添付して、持参または郵送により提出して行うものとする。
- (1) 転出地である連携自治体が交付したパートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証
- (2) 現住所が確認できる書類
- 3 前項の規定による書類の提出があった場合、遅滞なく転出地である連携自治体に通知する。
- 4 前項の規定による手続きについては、継続申告者双方の同意を得られた場合にしか行うことができない。
- 5 継続申告者の一方または双方が申告書に自書することができないときは、宣誓をしようとする者および県職員の立会いの下で、当該継続申告者以外の者に代筆させることができるものとする。
- 6 継続申告者は、申告書を提出する際に、その双方が本人であることを明らかにするため、第4条2項に掲げる書類のいずれかを提示するものとし、郵送による場合は同書類の写しを提出するものとする。

(個人情報の適正な取扱い)

- 第12条 知事は、この要綱に基づく事務を行う際に収集した個人情報を、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等に基づいて、適正に管理および保管するものとする。

(委任)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップ宣誓の取扱いに関し必要な事項は、地域福祉課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。